

第4次山辺町行財政改革 前期アクションプラン

令和3年6月

【山 辺 町】

◇前期アクションプランの考え方

1. 目 的

このアクションプランは、「第4次山辺町行財政改革大綱」（推進期間：令和3年度～令和10年度）の計画性と実効性を高めるため、各年度の取り組み内容等を具体的に示していくために策定するものです。

2. 推進期間

「第4次山辺町行財政改革大綱」の推進期間における前期期間となる、令和3年度から令和6年度までの4カ年度とします。

3. 進行管理

進行管理にあたり、取り組み項目ごとにシートを作成し、取り組み内容や成果目標、取り組み計画等を具体的に掲げます。

進捗状況等については、取り組み項目ごとの取り組み実施内容等について「山辺町行財政改革推進本部」に対し、毎年度、中間及び期末の2回報告をすることとします。

中間報告では、当該年度の上期における実施状況等に係る検証、また、期末報告においては、当該年度をととした実施状況等に係る検証及び評価を行います。

組織的な検証・評価により、PDCAサイクルを促し、より実効性の高い進行管理としていきます。



◇具体的な取り組み

改革推進の視点		推進項目		取組項目		作成担当課(局)	整理No.	頁		
1	「協働のまちづくり」	(1)	ブロック協議会による深化したまちづくりの醸成	①	まちづくり委員会の組織化の協議・検討	政策推進課	1	3		
				②	ブロック協議会助成金等の再構築に係る検討	政策推進課	2	4		
				③	コミュニティセンターへの移行の検討	政策推進課	3	5		
				④	地域担当制の継続によるブロック協議会の活動支援	政策推進課	4	6		
				⑤	ブロック協議会エリアにおける自主防災会の組織化	防災対策課	5	7		
				⑥	ブロック協議会等における防災活動の促進	防災対策課	6	8		
		(2)	積極的な情報発信とコミュニケーションの充実	①	積極的な行政情報の発信	政策推進課	7	9		
				②	広聴事業におけるブロックエリア化の推進	政策推進課	8	10		
				③	各種計画、方針等の策定における住民参画	政策推進課	9	11		
		2	「効率的で実効性の高い行政運営」	(1)	公共施設等の総合的なマネジメント	①	「町公共施設等総合管理計画個別施設計画」等による公共施設等の適正な維持管理	総務課	10	12
						②	指定管理者制度導入効果の検証方法の検討・実施及び長期継続契約事業の集約化の推進	総務課	11	13
(2)	事務事業の見直し			①	継続的な事務事業の見直し	政策推進課	12	14		
				②	電子決裁の導入検討	総務課	13	15		
(3)	リスク管理の推進			①	リスクコントロール(内部統制制度)の導入を見据えた検討	総務課	14	16		
				②	情報セキュリティ対策の強化	政策推進課	15	17		
(4)	広域連携の推進			①	山形連携中枢都市圏における連携事業の強化	政策推進課	16	18		
(5)	スマート自治体への対応			①	標準システム導入への対応と業務プロセス標準化の検討	政策推進課	17	19		
3	「人材及び組織力の向上」			(1)	職員の資質向上とワーク・ライフ・バランスの推進	①	人材育成基本方針のさらなる推進と研修の充実	総務課	18	20
						②	働きやすい環境づくり	総務課	19	21
		③	人事評価制度の効果的な運用			総務課	20	22		
		(2)	組織機構と定員管理の適正化	①	効率的で機能的な組織機構の検討と適正な定員管理	総務課	21	23		
		4	「持続可能な財政運営」	(1)	財政健全化の推進	①	安定した財政運営	総務課	22	24
②	公営企業会計の安定的な経営					建設課	23	25		
③	財政健全化に対する理解の促進					総務課	24	26		
(2)	歳入の確保と強化			①	「町税等収納対策基本計画」の推進強化及び納付環境の充実	税務課	25	27		
				②	ふるさと納税の推進	政策推進課	26	28		
				③	普通財産(遊休財産)の処分、利活用に係る年次計画の策定及び推進	総務課	27	29		
				④	各種手数料及び使用料等の見直し	総務課	28	30		
				⑤	新たな歳入確保に係る方策の調査・検討	政策推進課	29	31		
(3)	各種団体等への補助金等の適正化			①	補助金等の適正化に向けた方針策定	政策推進課	30	32		

～第4次山辺町行財政改革 前期アクションプラン～

【改革推進の視点】

1. 「協働のまちづくり」

			整理番号	1
推進項目	(1)	ブロック協議会による深化したまちづくりの醸成		
取組項目	①	まちづくり委員会の組織化の協議・検討		
作成担当課(局)等	政策推進課	関係課(局)等	地域担当責任者会議	
取組内容	全町的なブロック協議会の組織・運営体制の強化と各ブロック協議会の連携を図るため「まちづくり委員会(ブロック協議会会長会議)」の組織化に向けた協議・検討をしていく。			
成果目標 (どのような成果、効果等を目指すのか)	まちづくり委員会(ブロック協議会会長会議)の組織化・第4次行革大綱の推進期間内(令和10年) ※できる限りコミュニティセンター化と合わせた目標年次とする。			
取組計画	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
取組計画	・連絡調整会議の開催			
取組計画	・まちづくり委員会(ブロック協議会会長会議)の組織化検討			

～第4次山辺町行財政改革 前期アクションプラン～

【改革推進の視点】


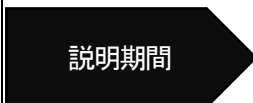
1. 「協働のまちづくり」

			整理番号	2
推進項目	(1)	ブロック協議会による深化したまちづくりの醸成		
取組項目	②	ブロック協議会助成金等の再構築に係る検討		
作成担当課(局)等	政策推進課	関係課(局)等	地域担当責任者会議	
取組内容	<p>現行のブロック協議会に係る助成金は3年間としているが、その後の在り方について、ブロック協議会としての活動や組織体制の強化等につながるよう、そしてブロック協議会の位置づけが高まるような制度として検討していく。</p> <p>あわせて、各種地域活動補助金の見直しを検討していく。</p>			
成果目標 (どのような成果、効果等を目指すのか)	新たなブロック協議会助成金スタート: 令和6年度			
取組計画	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
取組計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ブロック協議会助成金制度内容の検討 ・精査 	<div style="background-color: black; color: white; padding: 5px; display: inline-block;"> 継続検討 </div> <ul style="list-style-type: none"> ・助成金制度決定、要綱等の整理、議会説明 	<ul style="list-style-type: none"> ・連絡調整会議等にてアナウンス 	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな助成金スタート

～第4次山辺町行財政改革 前期アクションプラン～

【改革推進の視点】


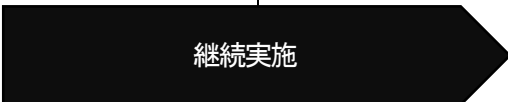
1. 「協働のまちづくり」

		整理番号	3	
推進項目	(1)	ブロック協議会による深化したまちづくりの醸成		
取組項目	③	コミュニティセンターへの移行の検討		
作成担当課(局)等	政策推進課	関係課(局)等	コミュニティセンター検討委員会(総務課・防災対策課・教育課)	
取組内容	現行の地区公民館機能の維持を含めながら、社会教育法の適用を除外し、ブロック協議会活動がより促進されるような環境づくりとしていく「コミュニティセンター」への移行を検討していく。			
成果目標 (どのような成果、効果等を目指すのか)	コミュニティセンター化スタート: 第4次行革大綱の推進期間内(令和10年)			
取組計画	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
取組計画	・コミュニティセンター移行方針又は計画の検討及び策定	 計画策定期間		 説明期間
取組計画			・議会報告及び・連絡調整会議等での説明(最初に議会報告で、後に調整会議等)	

～第4次山辺町行財政改革 前期アクションプラン～

【改革推進の視点】

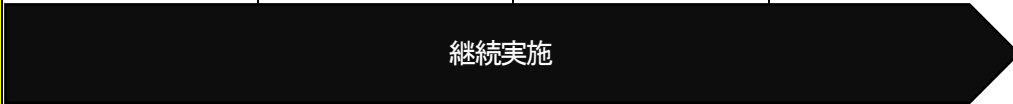
1. 「協働のまちづくり」

			整理番号	4
推進項目	(1)	ブロック協議会による深化したまちづくりの醸成		
取組項目	④	地域担当制の継続によるブロック協議会の活動支援		
作成担当課(局)等	政策推進課	関係課(局)等	地域担当責任者会議	
取組内容	住民との協働のまちづくりを促進するため、自主的なまちづくりの発展や地域課題の解決支援を目的に町職員の地域担当制を設けている。今後も各ブロック協議会の運営や活動に助言と支援を継続し、組織の活性化と自立化を図っていく。			
成果目標 (どのような成果、効果等を目指すのか)	地域担当職員による地域づくりの支援を行ったブロック協議会: 10協議会			
取組計画	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
取組計画	・職員地域担当制の推進			
	・地域担当責任者会議での情報交換による各地域間の調整	・地域担当責任者会議での情報交換による各地域間の調整(データ化検証)		

～第4次山辺町行財政改革 前期アクションプラン～

【改革推進の視点】

1. 「協働のまちづくり」

		整理番号		5
推進項目	(1)	ブロック協議会による深化した町づくりの醸成		
取組項目	⑤	ブロック協議会エリアにおける自主防災会の組織化		
作成担当課(局)等	防災対策課	関係課(局)等	政策推進課	
取組内容	ブロック協議会の組織化に併せて、安心安全なまちづくりに向けた危機管理体制の構築を推進する。 災害発生時の地域防災力を向上させるため、地域住民による自主的な防災組織の整備を促進し、自主防災組織率の向上を図る。			
成果目標 (どのような成果、効果等を目指すのか)	・安心安全なまちづくりに向けた危機管理体制の構築と強化 ・自主防災組織率 100%			
取組計画	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	・自主防災会連絡協議会の組織化と体制強化 組織率 93.0%	・自主防災会連絡協議会の体制強化 組織率 100%	・自主防災会連絡協議会の体制強化 組織率 100%	・自主防災会連絡協議会の体制強化 組織率 100%
				

～第4次山辺町行財政改革 前期アクションプラン～

【改革推進の視点】

1. 「協働のまちづくり」

			整理番号	6
推進項目	(1)	ブロック協議会による深化した町づくりの醸成		
取組項目	⑥	ブロック協議会等における防災活動の促進		
作成担当課(局)等	防災対策課	関係課(局)等	政策推進課	
取組内容	住民の防災意識の高揚や専門的な知識の習得につながるよう、各地域の特性や実情に合わせて、ブロック協議会と自主防災組織が協働しての防災関連事業を促進していく。			
成果目標 (どのような成果、効果等を目指すのか)	・ブロック協議会エリアでの防災訓練等の実施 10エリア			
取組計画	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	・ブロック協議会エリアでの防災訓練等の活動の実施 5エリア	・ブロック協議会エリアでの防災訓練等の活動の実施 7エリア	・ブロック協議会エリアでの防災訓練等の活動の実施 9エリア	・ブロック協議会エリアでの防災訓練等の活動の実施 10エリア
	<div style="background-color: black; color: white; padding: 5px; display: inline-block;"> 継続実施 </div>			

～第4次山辺町行財政改革 前期アクションプラン～

【改革推進の視点】



1. 「協働のまちづくり」

		整理番号	7		
推進項目	(2)	積極的な情報発信とコミュニケーションの充実			
取組項目	①	積極的な行政情報の発信			
作成担当課(局)等	政策推進課	関係課(局)等			
取組内容	広報紙、ホームページ、SNS(ツイッター、フェイスブック等)による行政情報の積極的な発信を図るとともに、情報発信媒体の拡大・充実を検討する。				
成果目標 (どのような成果、効果等を目指すのか)	<ul style="list-style-type: none"> ・広報紙の発行(1日号:年11回、15日号:年12回) ・ホームページのアクセス件数:500,000件 				
取組計画	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
取組計画	<ul style="list-style-type: none"> ・広報紙、ホームページ、SNSによる情報発信 ・新たなSNS媒体導入の検討 ・ホームページ更新の検討 	<div style="background-color: black; color: white; padding: 10px; display: inline-block;"> 継続実施 </div>			

～第4次山辺町行財政改革 前期アクションプラン～

【改革推進の視点】



1. 「協働のまちづくり」

		整理番号	8		
推進項目	(2)	積極的な情報発信とコミュニケーションの充実			
取組項目	②	広聴事業におけるブロックエリア化の推進			
作成担当課(局)等	政策推進課	関係課(局)等			
取組内容	地域住民自治組織における集団広聴(町長と語る会、町政懇談会)及び個別広聴による要望書等の提出にあたり、その実施主体をブロック協議会、またはその構成区域団体としている。今後もその周知を図るとともに、協働のまちづくりに向けた地域コミュニケーションの促進と課題解決力の醸成を図っていく。				
成果目標 (どのような成果、効果等を目指すのか)	<p>組織的な広聴活動の実施により、町民と行政の相互理解及び信頼関係の構築を図りながら協働のまちづくりを推進していく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域住民自治組織における集団及び個別広聴による要望書等を受け付け、町政への施策の展開を図る。 ・要望書等の提出にあたり、ブロック協議会等における協議・検討をととした地域コミュニケーションの促進と課題解決力の醸成を目指す。 				
取組計画	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
取組計画	・ブロック協議会連絡調整会議等での周知				
取組計画	・地域住民自治組織の要望書等提出にあたりブロックエリア化への誘導				

～第4次山辺町行財政改革 前期アクションプラン～

【改革推進の視点】

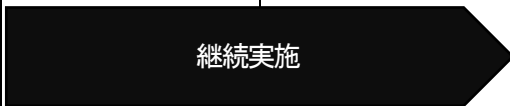
1. 「協働のまちづくり」

			整理番号	9
推進項目	(2)	積極的な情報発信とコミュニケーションの充実		
取組項目	③	各種計画、方針等の策定における住民参画		
作成担当課(局)等	政策推進課	関係課(局)等		
取組内容	各種計画、方針等を立案する過程において、住民の意見、提言等を受け入れるため、各種委員会や審議会等からの意見聴取及びパブリックコメントの実施を推進していく。			
成果目標 (どのような成果、効果等を目指すのか)	町の政策形成過程における公正性の確保及び透明性の向上を図るとともに、住民参画のまちづくりを促進し、開かれた町政運営及び協働のまちづくりの推進を図っていく。また、パブリックコメント制度の実施方針(要綱)等に基づいた制度運用を図る。			
取組計画	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	<ul style="list-style-type: none"> ・各種委員会、審議会等での住民参画 ・パブリックコメント制度の実施方針等の情報収集、制定検討 			
				

～第4次山辺町行財政改革 前期アクションプラン～

【改革推進の視点】

2. 「効率的で実効性の高い行政運営」

		整理番号	10	
推進項目	(1)	公共施設等の総合的なマネジメント		
取組項目	①	「町公共施設等総合管理計画個別施設計画」等による公共施設等の適正な維持管理		
作成担当課(局)等	総務課	関係課(局)等		
取組内容	人口減少、少子高齢化等が急激に進展する中で、公共施設に求められる役割や機能も変化していくと考えられ、老朽化対策の検討にあたっては、各施設が果たしている役割や機能を再確認した上で、必要性自体を再検討する。その結果により必要性が認められる施設については、更新等の機会を捉えて社会経済情勢の変化に応じた質的向上や機能転換、用途変更や複合化・集約化を図る一方、必要性が認められない施設については、廃止・撤去を進めるなど、戦略的な取組みを推進する。			
成果目標 (どのような成果、効果等を目指すのか)	各施設所管課において、所管する施設の「今後10年間の管理に関する基本方針」に従った公共施設等の管理を行うこととなるが、その取組み及び進捗ないし達成状況を客観的に評価するとともに、各施設所管課間で横断的に検討すべき事項等の調整を行うことを検討する。			
取組計画	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設等総合管理計画(第1期)の進捗ないし達成状況の評価 ・公共施設等総合管理計画(第2期)の策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・各施設所管課における取組及び進捗状況の客観的評価の検討 		

～第4次山辺町行財政改革 前期アクションプラン～

【改革推進の視点】



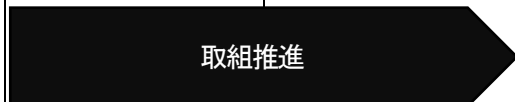
2. 「効率的で実効性の高い行政運営」

		整理番号	11	
推進項目	(1)	公共施設等の総合的なマネジメント		
取組項目	(2)	指定管理者制度導入効果の検証方法の検討・実施及び長期継続契約事業の集約化の推進		
作成担当課(局)等	総務課	関係課(局)等	関係各課で構成する小委員会	
取組内容	<p>指定管理者制度導入施設について、町との協定に従い適正かつ確実にサービスの提供がなされているかを検証する導入効果測定の方法について検討し、実施を図る。</p> <p>また、協定内容及び管理に係る課題の整理、採算性を考慮しながら、適正な制度運用及び指定管理料の設定に努める。</p> <p>長期継続契約事業の集約化については、費用対効果を十分に検討した上で推進を図る。</p>			
成果目標 (どのような成果、効果等を目指すのか)	<ul style="list-style-type: none"> ・住民サービスの向上と、施設管理のコスト削減にポイントを置きながら、さらに指定期間設定の妥当性、モニタリングのあり方、自主事業の評価等も踏まえた総合的な評価の実施 ・長期継続契約事業の集約による効率化の推進 			
取組計画	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
取組計画	<ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者導入効果測定方法の検討・実施 ・長期継続契約事業の集約の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者導入効果測定の実施 	<div style="background-color: black; color: white; padding: 5px; display: inline-block;"> 継続実施 </div>	

～第4次山辺町行財政改革 前期アクションプラン～

【改革推進の視点】

2. 「効率的で実効性の高い行政運営」

		整理番号	12	
推進項目	(2)	事務事業の見直し		
取組項目	①	継続的な事務事業の見直し		
作成担当課(局)等	政策推進課	関係課(局)等		
取組内容	基本事務事業取組評価における前年度実施事業に係る検証シートの作成やヒアリング等とおしたPDCAサイクルの促しによる継続的な事務事業の改善を推進していく。また、基本事務事業の取組み評価におけるヒアリングやシート作成等の効率化を検討していく。			
成果目標 (どのような成果、効果等を目指すのか)	<ul style="list-style-type: none"> ・総合計画に掲げる諸施策の実現に向けて、事務事業の評価検証とおしたPDCAサイクルの促しによる、効果的で実行性の高い事業の推進を図りながら、継続的な行財政改革につなげていく。 ・事務事業評価検証の効率化による業務負担の軽減を図っていく。 			
取組計画	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
取組計画	<ul style="list-style-type: none"> ・事務事業評価検証シートの作成による前年度実施事業等の検証と評価 			
取組計画	<ul style="list-style-type: none"> ・事務事業評価検証と連動した行財政改革の推進 			
取組計画	<ul style="list-style-type: none"> ・事務事業評価検証の効率化の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・事務事業評価検証の効率化の実施 		

～第4次山辺町行財政改革 前期アクションプラン～

【改革推進の視点】



2. 「効率的で実効性の高い行政運営」

		整理番号	13	
推進項目	(2)	事務事業の見直し		
取組項目	②	電子決裁の導入検討		
作成担当課(局)等	総務課	関係課(局)等		
取組内容	予算執行(主に伝票処理)を主とした業務の迅速化、効率化及びペーパーレス等のため、現契約(平成30年3月1日～令和5年2月28日)終了以降の電子決裁への速やかな移行を目指す。(本格稼働は令和5年度～)			
成果目標 (どのような成果、効果等を目指すのか)	業務の迅速化及び効率化、ペーパーレス、紛失漏れ防止、問題発生 of 明確化 等			
取組計画	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	<ul style="list-style-type: none"> ・受託可能事業者のプレゼン実施、評価・検証 ・入札手法の検討・決定 	<ul style="list-style-type: none"> ・入札実施 ・事業者の決定 ・職員研修の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・本格稼働 	<ul style="list-style-type: none"> ・本格稼働の評価・検証

～第4次山辺町行財政改革 前期アクションプラン～

【改革推進の視点】

2. 「効率的で実効性の高い行政運営」

			整理番号	14
推進項目	(3)	リスク管理の推進		
取組項目	①	リスクコントロール(内部統制制度)の導入を見据えた検討		
作成担当課(局)等	総務課	関係課(局)等	政策推進課、議会事務局	
取組内容	業務上におけるリスクを組織的にコントロールし、業務遂行の適正化を確保していくための内部統制制度について、現在は都道府県及び政令指定都市が義務化されている状況であるため、将来的なその他市町村の法定義務化の可能性を視野に、国や県の動向を注視し、情報収集等を行っていく。			
成果目標 (どのような成果、効果等を目指すのか)	国、県等の動向、情報を収集する。 当面は、令和2年度より運用開始された山形県初年度の運用結果(山形県議会9月定例会評価報告書提出見込:山形県行政改革課)について、関係課を通じるなどして情報収集を図る。			
取組計画	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
取組計画	<ul style="list-style-type: none"> ・国、県等の動向、情報収集 ・契約業務説明会の開催、リスクコントロールの実施 			
				

～第4次山辺町行財政改革 前期アクションプラン～

【改革推進の視点】

2. 「効果的で実効性の高い行政運営」

				整理番号	15
推進項目	(3)	リスク管理の推進			
取組項目	②	情報セキュリティの強化			
作成担当課(局)等	政策推進課	関係課(局)等			
取組内容	情報セキュリティポリシーに基づく対策強化を図るため、研修会等により全職員の基礎的知識の共有を継続するとともに、専門的かつ実務的な知識獲得のための対応策を検討する。				
成果目標 (どのような成果、効果等を目指すのか)	<ul style="list-style-type: none"> ・情報セキュリティに関する職員意識の向上(研修会:年1回以上) ・サイバー攻撃による情報漏洩等の防止(インシデント件数:0件) 				
取組計画	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
	<ul style="list-style-type: none"> ・情報セキュリティに関する職員研修会の開催または職員への知識共有 	<div style="background-color: black; color: white; padding: 10px; display: inline-block;"> 継続実施 </div>			

～第4次山辺町行財政改革 前期アクションプラン～

【改革推進の視点】

2. 「効率的で実効性の高い行政運営」

		整理番号	16	
推進項目	(4)	広域連携の推進		
取組項目	①	山形連携中枢都市圏における連携事業の強化		
作成担当課(局)等	政策推進課	関係課(局)等		
取組内容	令和2年度より連携事業が開始されたが、今後もワーキンググループにおける検討を継続し、「山形連携中枢都市圏ビジョン」に基づいた広域連携を連携市町として推進していく。			
成果目標 (どのような成果、効果等を目指すのか)	広域行政による取組件数(令和6年度まで):35件 ※第2期総合戦略			
取組計画	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	<ul style="list-style-type: none"> ・山形連携中枢都市圏により広域的な連携を推進 ・各WGでの事業検討・精査 			

～第4次山辺町行財政改革 前期アクションプラン～

【改革推進の視点】

2. 「効果的で実効性の高い行政運営」

		整理番号	17	
推進項目	(5)	スマート自治体への対応		
取組項目	①	標準システム導入への対応と業務プロセス標準化の検討		
作成担当課(局)等	政策推進課	関係課(局)等		
取組内容	国が進める住民記録・税・年金・福祉等の17業務における標準システム導入義務化に対応し、システム標準化後の業務プロセス標準化について調査・検討する。			
成果目標 (どのような成果、効果等を目指すのか)	標準仕様に適合したシステムの導入(国が示す期限:令和7年度まで)			
取組計画	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
取組計画	・システム標準化に向けた情報収集	継続実施		
		・順次公開となる標準仕様に適合したシステムへの切替	継続実施	

～第4次山辺町行財政改革 前期アクションプラン～

【改革推進の視点】

3. 「人材及び組織力の向上」

		整理番号	18	
推進項目	(1)	職員の資質向上とワーク・ライフ・バランスの推進		
取組項目	①	人材育成基本方針のさらなる推進と研修の充実		
作成担当課(局)等	総務課	関係課(局)等		
取組内容	<p>社会経済情勢が複雑化、多様化及び高度化する状況の中、さらなる職員の意識改革や能力向上を図ることが求められている。</p> <p>県研修所及び村山地方研修協議会等の計画に基づいて年間スケジュールの研修計画を作成し、積極的な参加の促進を図っていく。また、引き続き独自研修を実施していく。</p> <p>なお、新型コロナウイルス感染症の拡大状況等により、取組み内容が流動的になる。</p>			
成果目標 (どのような成果、効果等を目指すのか)	<p>職員研修参加充足率は80%、独自研修開催3回</p> <p>ただし、この数値は、新型コロナウイルス感染症の拡大状況等に大きく影響を受ける。</p>			
取組計画	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	<ul style="list-style-type: none"> ・職員研修参加充足率80% ・独自研修3回 	<div style="background-color: black; color: white; padding: 10px; display: inline-block;"> 継続実施 </div>		

～第4次山辺町行財政改革 前期アクションプラン～

【改革推進の視点】


3. 「人材及び組織力の向上」

		整理番号	19		
推進項目	(1)	職員の資質向上とワーク・ライフ・バランスの推進			
取組項目	(2)	働きやすい環境づくり			
作成担当課(局)等	総務課	関係課(局)等			
取組内容	山辺町行財政改革大綱に基づく取り組みによる事務事業の見直し・改善をととした業務効率化及び精査した事務事業実施等を前提として、年次有給休暇の取得促進や時間外勤務の縮減等を図り、職員の健康を保持しながら働きやすい環境を推進していく。				
成果目標 (どのような成果、効果等を目指すのか)	労基法改正に基づく5日以上年休取得を徹底する。 人事院規則改正に基づき、原則として1箇月について45時間かつ1年について360時間を上限として、時間外勤務を縮減する。				
取組計画	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
	<ul style="list-style-type: none"> ・5日以上年休取得 ・時間外勤務時間を月45時間、年360時間上限に縮減 	<div style="background-color: black; color: white; padding: 10px; display: inline-block;"> 継続実施 </div>			

～第4次山辺町行財政改革 前期アクションプラン～

【改革推進の視点】


3. 「人材及び組織力の向上」

			整理番号	20
推進項目	(1)	職員の資質向上とワーク・ライフ・バランスの推進		
取組項目	③	人事評価制度の効果的な運用		
作成担当課(局)等	総務課	関係課(局)等		
取組内容	人材育成及び組織力の向上を図るため、各種面談を実施しながら人事評価制度を適切に運用する。適切な制度運用に資するための定期的な研修対応(参加、開催)、制度改正等に係わる検討委員会開催を行う。			
成果目標 (どのような成果、効果等を目指すのか)	<ul style="list-style-type: none"> ○面談実施(年3回) ・職員一人一人の目標設定 ・職員一人一人のモチベーションの向上 ・期首、中間及び期末の各段階での上司と部下のコミュニケーション、目標共有及び業務進行管理 ○定期的な研修対応 ○評価活用の検討 ・労使協議を前提とした評価活用(昇給、手当等)の検討 ・制度改正等必要に応じた検討委員会開催 			
取組計画	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
取組計画	<ul style="list-style-type: none"> ・面談の実施(年3回) ・研修対応 ・評価活用の検討等 			

～第4次山辺町行財政改革 前期アクションプラン～

【改革推進の視点】

3. 「人材及び組織力の向上」

			整理番号	21
推進項目	(2)	組織機構と定員管理の適正化		
取組項目	①	効率的で機能的な組織機構の検討と適正な定員管理		
作成担当課(局)等	総務課	関係課(局)等	行政組織機構及び職員定員管理検討委員会	
取組内容	<p>職場環境等実態調査と連携し、行政組織機構及び職員定員管理検討委員会を開催し、効率的で機能的な組織体制を検討していく。</p> <p>令和3年度中に、同委員会での協議・検討を行い、次期「定員管理計画」を策定する。</p>			
成果目標 (どのような成果、効果等を目指すのか)	<p>毎年度、行政組織機構及び職員定員管理検討委員会を開催する(年1回以上)</p> <p>令和3年度中に次期「定員管理計画(令和4年度～令和8年度)」を策定する。</p>			
取組計画	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	<ul style="list-style-type: none"> ・行政組織機構及び職員定員管理検討委員会開催(年1回) ・次期「定員管理計画」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・行政組織機構及び職員定員管理検討委員会開催(年1回) ・原則、定員管理計画に則った職員定員管理 		

～第4次山辺町行財政改革 前期アクションプラン～

【改革推進の視点】

4. 「持続可能な財政運営」

		整理番号	22	
推進項目	(1)	財政健全化の推進		
取組項目	①	安定した財政運営		
作成担当課(局)等	総務課	関係課(局)等		
取組内容	<p>各事業等の必要性、公益性及びその効果を検証し、その見直しを図る。また、公債費の抑制等の観点からも、必要性及び適正規模を踏まえ、単年度負担の平準化や優先順位による事業の検討を行い、計画的に経費抑制に努める。以上のような取り組みを継続し、長期的視点にたった健全な財政運営に努め、計画的に財政の将来負担額の軽減を図るとともに、長期的に安定した財政基盤の確保と持続可能な行政運営を目指す。</p> <p>しかしながら、国の補正予算や災害対応等に伴う想定外の事業実施も見込まれる。</p>			
成果目標 (どのような成果、効果等を目指すのか)	<p>目標値の設定 将来負担比率50.0%、実質公債費比率10.4%、経常収支比率93.0%</p> <p>【山辺町実績値】(令和元年度)</p> <p>将来負担比率 50.7%(県内平均値:61.8%) 実質公債費比率 11.2%(県内平均値: 8.4%) 経常収支比率 94.8%(県内平均値:92.4%)</p>			
取組計画	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	・将来負担比率 50.0% ・実質公債費比率 11.0% ・経常収支比率 94.5%	・将来負担比率 50.0% ・実質公債費比率 10.8% ・経常収支比率 94.0%	・将来負担比率 50.0% ・実質公債費比率 10.6% ・経常収支比率 93.5%	・将来負担比率 50.0% ・実質公債費比率 10.4% ・経常収支比率 93.0%

～第4次山辺町行財政改革 前期アクションプラン～

【改革推進の視点】


4. 「持続可能な財政運営」

		整理番号	23	
推進項目	(1)	財政健全化の推進		
取組項目	(2)	公営企業会計の安定的な経営		
作成担当課(局)等	建設課	関係課(局)等		
取組内容	<p>将来的に使用料収入の減少と、施設の老朽化に伴う改築更新費や維持管理費の増大が見込まれることから、簡易水道・下水道のサービスを将来にわたって安定的に提供することが難しい状況となっている。このため、設計方法の見直しによる工事費、委託料の削減などの取組み、一層の経営の効率化を図ったうえで、現行の使用料体系の見直しを検討する。</p> <p>○下水道事業の経営のあり方</p> <p>(1) 中長期的な財政計画: 令和2年度から15年間の財政計画を参考とする。(経営戦略による)</p> <p>(2) 維持管理費と建設改良費: 維持管理費は毎年5千万円程度で推移、建設改良費(主に公共汚水柵の設置工事)は毎年3百万円程度とする。</p> <p>(3) 企業債残高の増加の抑制: 計画的な企業債発行で、残高増加を抑制する。</p> <p>(4) 単年度収支の黒字化: 独立採算の原則と受益者負担の原則に基づく経営を図る。</p> <p>(5) 経費回収率の改善: 経費回収率は下水道使用料で汚水処理経費をどれだけ賄えているかを示す指標であり、50%以上とすることが必要である。(通常50%以下が適正)</p> <p>(6) 資金残高の確保: 資金がショートしないように、資金需要の次期や金額を的確に把握すると共に、適正かつ効率的な資金管理及び資金調達を図る。</p> <p>○簡易水道事業の経営のあり方</p> <p>(1) 中長期的な財政計画: 令和3年度から15年間の財政計画を作成する。(経営戦略による)</p> <p>(2) 維持管理費と建設改良費: 維持管理費は毎年1千万円程度で推移、建設改良費(施設のポンプ交換など)は毎年百万円程度とする。</p> <p>(3) 単年度収支の黒字化: 独立採算の原則と受益者負担の原則に基づく経営を図る。</p> <p>(4) 経費回収率: 経費回収率は下水道事業と異なり、使用料金で賄えているが、大規模故障に備え、回収率が100%以上となる必要がある。</p> <p>(5) 資金残高の確保: 資金がショートしないように、資金需要の次期や金額を的確に把握すると共に、適正かつ効率的な資金管理及び資金調達を図る。</p>			
成果目標 (どのような成果、効果等を目指すのか)	多額になる可能性がある一般会計からの基準外繰入金を受けないように、経営の健全化を図り、経営基盤の更なる強化を推進する。			
取組計画	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
○下水道 ・経営懇談会の実施		・住民説明会の実施 並びにパブリックコメントの実施(使用料金の改定を検討) ・議会への説明(条例改正-料金改定)	<div style="background-color: black; color: white; padding: 5px; display: inline-block;">検討強化期間</div>	
				※料金改定した場合 ・料金改定の検証
○簡易水道 ・住民への周知(料金改定検討) ・議会への説明(条例改正-料金改定) ・厚生労働大臣への報告(水道法による-料金改定)		<div style="background-color: black; color: white; padding: 5px; display: inline-block;">検討強化期間</div>		
			※料金改定した場合 ・料金改定の検証	<div style="background-color: black; color: white; padding: 5px; display: inline-block;">検証</div>

～第4次山辺町行財政改革 前期アクションプラン～

【改革推進の視点】

4. 「持続可能な財政運営」

			整理番号	24
推進項目	(1)	財政健全化の推進		
取組項目	③	財政健全化に対する理解の促進		
作成担当課(局)等	総務課	関係課(局)等		
取組内容	予算・決算、財政状況(健全化・資金不足比率、財務書類ほか)等の公表及び周知(広報紙、ホームページ等)を図る。 財政状況説明会(主に職員対象)の実施(平成27年度以降)			
成果目標 (どのような成果、効果等を目指すのか)	財政健全化に対する理解向上並びに各施策への反映			
取組計画	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	・財政状況等の公表及び周知 ・財政状況説明会の開催(職員対象)	 継続実施		

～第4次山辺町行財政改革 前期アクションプラン～

【改革推進の視点】

4. 「持続可能な財政運営」

			整理番号	25
推進項目	(2)	歳入の確保と強化		
取組項目	①	「町税等収納対策基本計画」の推進強化及び納付環境の充実		
作成担当課(局)等	税務課	関係課(局)等	町税等収納向上対策本部	
取組内容	<p>「町税等収納対策基本計画」に掲げる取組みの推進を強化するとともに、新しい納付環境(コンビニ収納、スマホ決済)の利用促進をはかる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○町税現年度課税分の滞納者に対する初動対応と年度内整理を強化する。 ○滞納繰越額を圧縮するため、財産調査や分納誓約の履行管理を強化する。 ○滞納整理のため滞納者の実態と分析を行い、躊躇なく差押えや執行停止を行う。 ○令和3年度より導入するコンビニ収納やスマホアプリ決済などについて町民への利用促進をはかり、時代と町民のライフスタイルに対応した収納環境の確保につとめる。 ○口座振替を推進するとともに、広報などを活用しながら納税意識を啓発する。 ○人材を育て、組織やシステムを改善しながら収納体制の強化に努める。 			
成果目標 (どのような成果、効果等を目指すのか)	町税と国民健康保険税について、現年度分と滞納繰越分それぞれに目標とする収納率を設定し、財源の確保と取組みの目途とする。また、口座振替については、各納期限における確実な歳入確保のため、利用率を向上させる必要がある。			
取組計画	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	・町税収納率 現年度分 99.00% 滞納繰越分 23.00%	・町税収納率 現年度分 99.05% 滞納繰越分 23.05%	・町税収納率 現年度分 99.10% 滞納繰越分 23.10%	・町税収納率 現年度分 99.15% 滞納繰越分 23.15%
	・国民健康保険税収納率 現年度分 95.30% 滞納繰越分 16.35%	・国民健康保険税収納率 現年度分 95.35% 滞納繰越分 16.40%	・国民健康保険税収納率 現年度分 95.40% 滞納繰越分 16.45%	・国民健康保険税収納率 現年度分 95.45% 滞納繰越分 16.50%
	・口座振替利用率 47.00%	・口座振替利用率 49.00%	・口座振替利用率 50.00%	・口座振替利用率 50.50%

～第4次山辺町行財政改革 前期アクションプラン～

【改革推進の視点】

4. 「持続可能な財政運営」

			整理番号	26
推進項目	(2)	歳入の確保と強化		
取組項目	②	ふるさと納税の推進		
作成担当課(局)等	政策推進課	関係課(局)等	ふるさと応援寄附記念品審査委員会	
取組内容	ふるさと納税による寄附金は貴重な自主財源であり、寄附促進策の取組みを継続し、国の制度等に対応しながら、寄附者、寄附額の増加対策を図っていく。			
成果目標 (どのような成果、効果等を目指すのか)	ふるさと応援寄附の新規登録記念品数(年間):30品目 ふるさと応援寄附の申込件数(年間):10,000件 ※第2期総合戦略			
取組計画	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
・記念品の品質管理	継続実施			
・魅力ある記念品の開発	継続実施			
・合理化対策	継続実施			
・寄附件数、寄附額増に向けた取り組み	継続実施			
・企業版ふるさと納税基金創設、受入れ開始	継続実施			

～第4次山辺町行財政改革 前期アクションプラン～

【改革推進の視点】


4. 「持続可能な財政運営」

		整理番号	27		
推進項目	(2)	歳入の確保と強化			
取組項目	(3)	普通財産(遊休財産)の処分、利活用に係る年次計画の策定及び推進			
作成担当課(局)等	総務課	関係課(局)等	公有財産等有効活用検討委員会		
取組内容	<p>未利用の普通財産(遊休財産)については、処分決定を受けたものについて年次計画をもって計画的に処分を進め、歳入確保に努めることとする。</p> <p>また、遊休財産の維持管理費の削減を図るため、公募型プロポーザル方式やサウンディング型市場調査の実施等による民間活力を導入し、積極的な処分方法を検討する。</p>				
成果目標 (どのような成果、効果等を目指すのか)	市場性を有し、且つ町として優先度が高い普通財産(遊休財産)について、計画的に処分を行う。				
取組計画	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
取組計画	<ul style="list-style-type: none"> ・町公有財産等有効活用検討委員会において遊休財産の処分の決定 ・処分決定地の年次計画の策定及び年次計画に基づく処分 ・処分方法の調査検討 	<div style="background-color: black; color: white; padding: 10px; display: inline-block;"> 継続実施 </div>			

～第4次山辺町行財政改革 前期アクションプラン～

【改革推進の視点】





4. 「持続可能な財政運営」

			整理番号	28
推進項目	(2)	歳入の確保と強化		
取組項目	④	各種手数料及び使用料等の見直し		
作成担当課(局)等	総務課	関係課(局)等	手数料及び使用料等検討委員会	
取組内容	<p>使用料・手数料の徴収は、地方自治法第225条及び第227条を根拠としており、受益者負担とは、自治体が提供するサービスによって特別の利益を受ける利用者に対し、そのサービスを提供するために必要となる経費の一部を負担していただくとの考え方によるものである。</p> <p>しかしながら、当町においては近隣自治体との均衡等から定められたものが多く、積算根拠に係る費用に基づくものとなっているとは言い難い状況であったため、令和2年度に『使用料及び手数料の見直しに関するガイドライン』を作成している。</p> <p>今後も、受益者負担の適正化の観点に基づき、社会情勢の変化、財政状況及び近隣自治体の状況等を勘案しながら、見直しの検討を図る。</p>			
成果目標 (どのような成果、効果等を目指すのか)	令和2年度に作成した『使用料及び手数料の見直しに関するガイドライン』に基づき、関係各課等にて、所管相互の統一性のある使用料及び手数料の見直し等が随時図られる。			
取組計画	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	・各担当所管による 他市町村の状況調査及び検討			

～第4次山辺町行財政改革 前期アクションプラン～

【改革推進の視点】

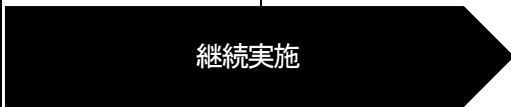
4. 「持続的な財政運営」

		整理番号	29	
推進項目	(2)	歳入の確保と強化		
取組項目	(5)	新たな歳入確保に係る方策の調査・検討		
作成担当課(局)等	政策推進課	関係課(局)等		
取組内容	既存の歳入が伸び悩む中、新たな財源確保策について組織的な調査・検討をしていく。			
成果目標 (どのような成果、効果等を目指すのか)	財政状況の硬直化が続く中で、持続可能な財政運営を図るため、新たな財源確保策についての方向性を見い出していく。			
取組計画	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	・他自治体の事例調査等情報収集			
		・ワーキングチーム設置の検討(または設置)	・ワーキングチーム設置の検討及び設置	
			・ワーキングチームでの協議、意見集約等	
			・新たな歳入確保策の検討及び実施可能なものから取り組み開始	

～第4次山辺町行財政改革 前期アクションプラン～

【改革推進の視点】

4. 「持続可能な財政運営」

		整理番号	30	
推進項目	(3)	各種団体等への補助金等の適正化		
取組項目	①	補助金等の適正化に向けた方針策定		
作成担当課(局)等	政策推進課	関係課(局)等	総務課、議会事務局	
取組内容	各種団体への補助金、助成金等については、公益性や必要性、また、その目的や費用対効果等の視点から見直しが求められており、補助金等の適正化を図るための方針等の策定を検討していく。			
成果目標 (どのような成果、効果等を目指すのか)	既存の補助金の適正化や、新たな補助金等を創設する場合の方針等を示し、より適正で透明性の高い補助金制度の確立を目指していく。			
取組計画	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
取組計画	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金等適正化に係る方針等の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金等適正化に係る方針等の策定 ・方針等に基づいた取り組み推進 		
取組計画	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金交付要綱等整備状況の把握 	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金交付要綱等未整備状況の是正対応の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金交付要綱等未整備状況の是正 	